

# ハンセン病元患者の御家族の皆様へのお知らせ

## ～補償金の支給制度について～

- 令和元年（2019年）11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以下「法」という。）」が成立し、同年11月22日に公布・施行される予定です。
- 法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に補償金を支給いたします。
- 請求の受付は令和元年（2019年）11月22日（金）から始まる予定です（請求期限は5年以内（令和6年（2024年）11月21日までとなる予定）です）。
- ※ 請求書の様式例は別添のとおりです（詳細は11月22日（金）以降のご案内となる予定です。）

## <補償金の支給対象となる方及び補償金の額について>

平成8年（1996年）3月31日までの間（らい予防法が廃止されるまでの間）にハンセン病の発病歴（※1）・国内等居住歴（※2）のある方と次のア～キの関係にあったことがある方（※3）であって、現在、生存されている方が対象となります。なお、「配偶者」には、事実婚の配偶者も含まれます。

	対象者	補償金の額
ア	配偶者	180万円
イ	親、子	
ウ	1親等の姻族等（※4）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
エ	兄弟姉妹	130万円
オ	祖父母・孫であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
カ	2親等の姻族等（※6）であって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	
キ	曾祖父母・ひ孫・おじ・おば・おい・めいであって、ハンセン病歴のある方と同居（※5）していた方	

※1 ハンセン病療養所への入所歴の有無やハンセン病が治癒した時期は問いません。ただし、台湾、朝鮮等の本邦以外の地域の方で、日本に居住したことがない場合には、昭和20年（1945年）8月15日までにハンセン病を発病した方に限ります。

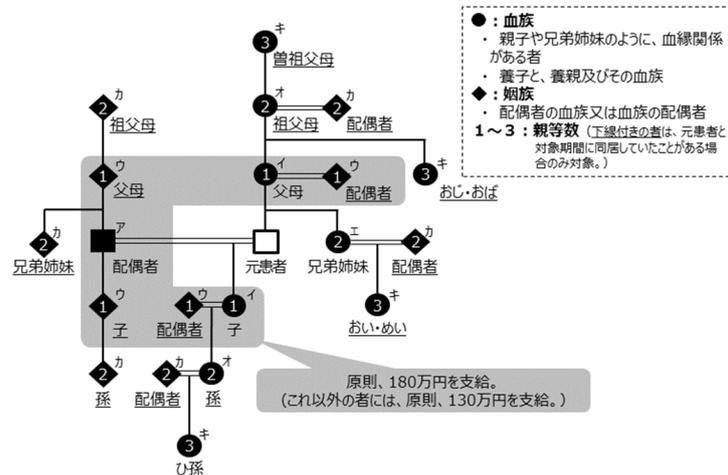
※2 昭和20年（1945年）8月15日までの台湾、朝鮮等の本邦以外の地域を含みます。

※3 ハンセン病歴のある方のハンセン病の発病（発病時にハンセン病歴がある方が国内等に居住していなかった場合は、当該者が国内等に住所を有するに至った時）から平成8年（1996年）3月31日まで（台湾、朝鮮等の本邦以外の地域の方で、日本に居住したことがない場合には、昭和20年（1945年）8月15日まで）の間に当該ハンセン病歴のある方とア～キの関係にあったことがあり、当該関係があった期間に国内等居住歴（※2）がある方が対象です。

※4 1親等の姻族等には、親・子の配偶者及び配偶者の親・子が含まれます。

※5 「同居」とは、発病から平成8年（1996年）3月31日までの間に生活の本拠を同一にしていたことを意味し、休暇時の帰省等の一時的な滞在は含みません。

※6 2親等の姻族等には、祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫が含まれます。



## <担当窓口>

令和元年（2019年）11月19日（火）から当面21日（木）までの間は、請求書の提出や請求に関する御相談については以下の厚生労働省の担当窓口にご連絡ください。

厚生労働省 補償金担当窓口（11月21日まで）

宛先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課

電話番号 03-3595-2239

受付時間 10:00～16:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

**※ 11月22日（金）以降は、別途、専用ダイヤルを開設予定です。**